



安倍9条改憲、どう止める？

★ 安倍首相に退陣してもらおう



森友・加計疑惑、イラク・南スーダン「日報」隠蔽、裁量労働制、教育現場への政治介入…。安倍内閣の国政私物化と強権政治をおおいかくすためのウソが次々発覚し、支持率も低下。

改憲に執念を燃やす安倍首相を退陣に追い込めば、改憲シナリオは破たんします。

★ 高校、大学、職場、地域から、改憲ストップの世論をつくる

☆先生方や友人、政治家と協力して、学習会、討論会、シンポジウムを行なう

☆地元の自民・公明の国会議員に FAX・メールを送る。事務所を訪ね話をする

☆「改憲NO! 3000万署名」を集める

各界の著名人、団体が共同ですすめている署名です(右参照)。3000万人分集めれば、「国民投票で負けそう…」と、自民党の人が悪い、改憲を断念させる力になります。

TVでよくみるあの人も応援!

- 田中優子さん (法政大学教授)
- 田原総一朗さん (ジャーナリスト)
- 益川敏英さん (ノーベル賞受賞者)
- 瀬戸内寂聴さん (小説家)

署名用紙はHPからダウンロードを
“3000万署名”で検索!

解説 **3** 分でわかる

安倍首相の憲法9条改憲案で

自衛隊はどう変わるか。

若者の命と未来がかかっています!



みんせいOG 参議院議員 吉良よし子さん

安倍首相は「いよいよ憲法改正に取り組むときがきた」(3月25日自民党大会)と執念を燃やしています。“自衛隊を憲法に書きこむだけで、現状を追認するだけ。何も変わらない”と安倍首相は言っていますが、本当でしょうか?

私たち民青同盟のOGで、日本共産党の参議院議員の吉良よし子さんに聞いてみました。

現在の憲法9条

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の改憲案

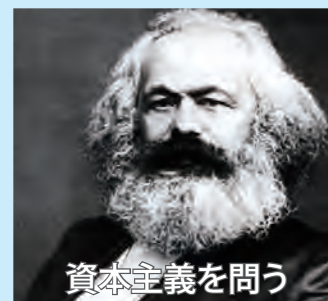
9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

(2) 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

※3月22日の自民党の憲法改正推進本部で示されたもの

追加

みんせいの自己紹介 — いっしょに考え、行動する仲間がいます



1923年創立。正式名称は日本民主青年同盟。民青は、青年の願いを実現するために行動し、現実にもふれながら学び、新しい社会の担い手に成長することをめざす全国的な組織です。日本共産党が活動のアドバイザーです。

民青同盟東京都委員会 <http://minsei-tokyo.com/> tel:03-6709-2900 E-mail:minseitokyo@yahoo.co.jp



みんせい
since1923

民青同盟東京都委員会
minseitokyo@yahoo.co.jp
03-6709-2900

自民党の改憲で、自衛隊はこう変わります

若者の命と日本の未来がかかった問題です。力を合わせ安倍改憲を止めましょう。



日本共産党 **吉良よし子** 参議院議員 みんせいOG (早稲田大学・第一文学部卒)



1 海外の戦場への出動、武器の使用が自由になります



イラクへの自衛隊派兵 (2003～2009)

イラクへはのべ9200人が派兵。サマーワの自衛隊の宿営地には少なくとも14回23発のロケット弾攻撃を受けていた。最近公表された2006年4月14日の「日報」では、バスラに派遣された隊員の日誌として、「最近2週間以内に5回の(ロケット弾による)攻撃があり、1月からの合計も11回25発になった」とし、17日の日報では「『ドアの開まる音』(着弾音に非常に似ている)にも反応するようになる」と書かれていた。イラクから帰還後、29人の自衛隊員が自殺している。

● これまで

「戦力の不保持」を定めた憲法9条2項があるので、自民党政府は「自衛隊は戦力ではない」「自衛隊は戦場には行けないし、行かない」とごまかすなど、武器使用も制限してきました。

● 自民党案

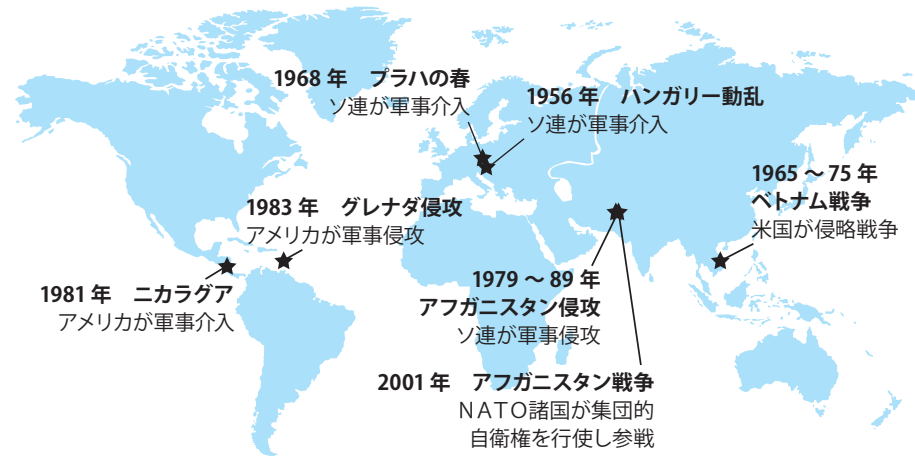
自衛隊の存在と活動が「戦力不保持」の対象からはずされ、「自衛」の名目がつけば、戦力として海外の戦場へ派兵され、武器使用が自由になってしまいます。

2 日本が攻められていなくても、アメリカといっしょに戦争する軍隊になります

集団的自衛権を名目に行われた侵略戦争の例

解説：集団的自衛権

簡単に言えば、日本以外の国が攻撃されたときでも、いっしょに反撃することができる権利のこと。国連憲章51条を根拠にしているが、他国を侵略するときの大義名分にされてきた。



● これまで

自民党政府は2014年までは、「日本は集団的自衛権は行使できない」という立場でした。

2015年に安倍政権が強行した「安保法制」によって、集団的自衛権の発動を可能にしました。しかし、違憲という批判が強いため、「限定的にしか発動できない」としてきました。

● 自民党案

改憲案の「自衛の措置」とは、個別的自衛権だけではなく、集団的自衛権をふくみます。

自民党の改憲案によって、集団的自衛権は文字通り合憲となり、アメリカの要求に従い、無限定に海外で軍事行動をすすめる軍隊になってしまいます。

3 首相が独断で動かせる軍隊になります

● これまで

現行憲法72条では「内閣総理大臣は、内閣を代表して…行政各部を指揮監督する」とあります。閣議で決めた方針に基づいて、担当大臣が行政機関を指揮監督するのが原則です。閣議では、反対者が一人でもでると方針は決められません。

● 自民党案

自衛隊の「最高の指揮監督者」として、総理大臣の直接の指揮監督権を定めています。自衛隊は通常の行政機関とは違い、首相が独断で自由に動かせる軍隊になります。